

○6番（小野志保）（登壇） おはようございます。

立憲民主党、小野志保です。

生活保護制度について、伺います。

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

6月5日付の愛媛新聞では、2024年度の生活保護申請が、速報値で23年度比3.2%増の25万9,353件となり、5年連続で前年比を上回ったこと、そして、長引く物価高騰による家計の悪化に加え、厚生労働省は、高齢者などの単身世帯の増加が影響した可能性があるとの分析したとの報道がありました。

1点目。本市の現状とし、5か年の申請数と、保護受給となった実世帯数と実人数、高齢者世帯の割合、そして、本市の状況をどう分析していますか。

2点目。定例支給日について、本市では、保護費の支給日は毎月1日。しかし、1日が休日の場合、2日以降の平日となります。新居浜市職員の給与の支給等に関する規則を抜粋いたしますと、支給日は15日。ただし、その日が国民の祝日、日曜日または土曜日に当たるときには、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日または土曜日でない日を支給定日とするとあります。

つまり、15日が日曜日だった場合、繰り上げて13日に支給されます。私たち議員もそうですよね。15日ですよね。13日に支給されますよね。

しかし、保護費の場合は後にずれてしまいます。例えば、今年11月。11月1日は土曜日です。2日は日曜日、3日は文化の日で祝日。よって、支給日は4日となります。

お隣の西条市、四国中央市の担当課さんにお聞きしてみますと、西条市の定例支給日は3日、四国中央市の定例支給日は5日。もし支給日が休日だった場合、両市とも繰り上げて、定例支給日の前の平日に支給されています。

実際に生活保護を受給されている市民の方にお伺いをすると、支給日が遅くなることについて、本当に生活がきついとおっしゃいます。支払いができなかったり、3度の食事すら、きちんと取れない方もいらっしゃいました。

年末年始以外も繰り上げての支給はできないでしょうか。

平成4年10月12日付、生活保護法に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱いについて、厚生省社会局保護課長の通知を抜粋いたしますと、より一層の受給者サービスの向上を図るため、定例支給日が休日に当たる場合は支給日を繰り上げて、その直前の休日でない日とするということが望ましいと考えられるので、平成4年12月までにその実施ができるよう、御配慮願いたいとあります。もちろん、繰上げ支給で早々に使ってしまうかという懸念はございますが、繰り返します。この通知は平成4年です。御所見を伺います。

3点目。生活保護受給者のエアコン設置について、本市でも生活保護世帯において特別な事情がある場合、7万3,000円の範囲内においてエアコンの購入費用が支給されております。

エアコンが設置されているか、故

障はしていないか等、定期的な家庭訪問の聞き取りの中で、状況の把握はしていますでしょうか。

また、エアコンはあるものの、故障をしていた場合、修理や買換えに関する費用の支給はあるのでしょうか。

奈良県生駒市の取組を御紹介いたします。

生駒市では、エアコンの設置要件に該当しない生活保護世帯は、毎月の保護費をやりくりしたり、社会福祉協議会が実施する貸付制度を利用するしかなく、購入をちゅうちょするケースが多く見られるとし、エアコンが未設置もしくは故障して1台も使用できるエアコンがない世帯を対象に、給付事業を創設し、設置利用状況の調査、全保護世帯に案内文を発送、訪問調査の後、順次設置をしています。

近年のこの記録的猛暑の状況下、修理、買換えについての支援が必要だと考えます。市長の御所見を伺います。

続いて、物価高騰対策について伺います。

今治市では、物価高騰への支援策について、市内の取扱店舗で、食料品や生活用品の購入に利用できるおこめ券を発送する取組をされております。

また、松山市では、18歳以下の子供1人当たり4,400円分のおこめ券を配布する費用を、6月定例会での補正予算として計上をされております。

東温市でも、燃料価格高騰に伴う中小零細企業や運輸事業者への応援給付金を盛り込んだ補正案を提出しております。

生活が苦しい、年金では生活できないと、悲痛な声を毎日お聞きいたします。

本市でもおこめ券やガソリン券などの予定はありますでしょうか。全世帯への物価高騰対策についてのお考えをお聞きいたします。

続いて、地域防災力向上について、お尋ねをいたします。

本市でも、8月2日から3日にかけて、令和7年度愛媛県防災士養成講座が開催されます。

先日、高校生から、申込みをしたが、自治会に加入していないので断られたという声をお聞きしました。

令和7年予算特別委員会での御答弁の中で、校区連合自治会長が認めた場合は推薦するという形なので、自治会員、非自治会員については問うてはございませんが、とありました。

自治会に加入していない方を、校区の連合自治会長が認めたケースはあるのでしょうか。

また、自治会に加入していないと受講できない理由は何でしょうか。

話は少しそれますが、ある日、高校生から、僕、覚えていますかと声をかけられたことがあります。話をお聞きすると、平成29年に地域、学校、団体が一体となり、高津公民館で開催されたキッズ防災キャンプに参加していた、当時の小学生でした。彼は、あの防災キャンプで防災の大切さを知り、防災士になりましたと教えてくれました。

主催、企画したことは大変なことも多かったのですが、当時、多数の方々のお力添えをいただき、また、彼のように、これからの地域を支えてくれる若者が増えたことに、私は大変うれしく、頼もしく感じました。

先ほどの、自治会に加入していないがために断られた高校生は、日頃、積極的に地域でのボランティア活動をしている高校生です。本市では令和２年度に高校生推薦枠を創設しましたが、令和４年度には終了をしています。

高校生枠の復活、自治会未加入の方の受講、地域の防災力を向上するためのお考えを、併せてお聞かせください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 小野志保議員さんの御質問にお答えいたします。

物価高騰対策についてでございます。

現在、お米をはじめとする食料品価格やガソリン、電力などのエネルギー価格などが高騰しており、市民生活に影響を及ぼしていることは、本市としても懸念しているところでございます。

御案内のとおり、今治市や松山市におきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活支援策として、おこめ券の配布事業を実施されており、物価高騰の影響を受けている市民生活を支える上で、有効な取組の一つであると認識いたしております。

本市では、同交付金を活用し、既に保育園や小中学校の給食費に対する食材高騰分の補助などを行っておりますが、加えて、物価高騰に対応した新たな生活支援策の実施について、検討を進めているところでございます。

現在、国の備蓄米放出による対応を受け、市中におけるお米の流通状況や価格に変動も出てきておりますことから、今後のお米をはじめとする生活必需品等の物価動向を注視しながら、おこめ券やガソリン券に限らず、生活者の実情に即した支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたが、他の点につきましては、関係理事者からお答えをさせていただきます。

○議長（田窪秀道） 久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）生活保護制度について、お答えいたします。

まず、現状と分析についてでございます。

本市の過去５年間の生活保護申請件数と保護受給となった世帯数及び人数につきましては、令和２年度の申請件数が126件で、そのうち受給となったのは107世帯141人。令和３年度は申請件数115件で、95世帯119人。令和４年度は申請件数134件で、114世帯146人。令和５年度は申請件数125件で、100世帯129人。令和６年度は申請件数157件で、141世帯176人となっております。

高齢者世帯の割合につきましては、令和２年度が56%、令和３年度が62%、令和４年度が54%、令和５年度が57%、令和６年度が53%となっております。

申請件数と保護受給となった世帯数及び人数は、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和６年度からは若干の増加傾向となっております。

高齢者世帯の申請割合は減少いたしております。

主な要因といたしましては、高齢者世帯に限らず、これまで年金や手当などに加え、蓄えや親族からの援

助で生活してきた全ての世帯が、物価高騰の影響を受け、蓄えの減少や親族からの援助が難しくなり、生活が困窮したものと分析いたしております。

次に、保護費の支給日についてでございます。

本市が繰上げ支給を実施していない理由といたしましては、生活保護費は毎月の収入の変更に応じて支給額の変更処理を行い、翌月の支給額を確定させておりますが、繰上げ支給になりますとその処理が間に合わず、本来支給すべき額の保護費が支給できなくなり、生活プランに影響を与えることが考えられることから、これまで繰上げ支給の実施は見合わせておりました。

今後におきましては、国の通知や他市の状況から、繰上げ支給に問題がないか確認した上で、次回の繰上げ月となる本年11月の支給日から、繰上げ支給を実施いたします。

次に、エアコン設置についてでございます。

生活保護世帯のエアコン購入費用の支給要件といたしましては、厚生省社会局長通知により、保護開始時に持ち合わせがない場合、長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身での居宅生活開始時に持ち合わせがない場合、災害により喪失し、他制度からの措置がない場合、転居時、新旧住居の設備の相違で使用ができない場合、犯罪等により被害を受け、新たに転居する場合となっております。

要件に該当しない方につきましては、修理や買換えを含め、保護費のやりくりの中で費用を捻出していただくこととなり、それでも困難な場合は、社会福祉協議会での生活福祉資金貸付を利用していただいております。

ケースワーカーの定期訪問時には、エアコンの設置状況等の把握に努めており、修理や買換えに向けた家計管理の助言指導や、必要に応じて、社会福祉協議会の貸付利用を紹介いたしております。

また、生駒市が行っているエアコン給付事業の実施につきましては、限られた予算の中で制度の創設は難しいと考えております。

今後におきましても、日頃のケースワークにおきまして、適切な家計管理の助言指導を継続してまいりますとともに、熱中症の予防対策につきましても、リーフレットを活用するなど、周知してまいります。

○議長（田窪秀道） 小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）（登壇） 地域防災力向上について、お答えいたします。

まず、防災士養成講座についてでございます。

近年、自然災害は激甚化、頻発化しており、防災士の役割はますます重要となりますことから、本市では地域防災力の向上を目的として、防災士資格取得の支援をいたしております。

防災士資格取得後には、地域の防災活動に積極的に関わり、自主防災組織等のリーダーとして活動していただくためにも、現在、受講者の推薦につきましては、自治会への加入、未加入にかかわらず、推薦できることをお知らせした上で、地域の特性やニーズを把握できている連合自治会をお願いいたしております。

なお、推薦を受けた方の自治会加入の有無について、個別の確認は行

っておりません。

次に、高校生枠の復活、自治会未加入の方の受講、地域の防災力を向上するための考えについてでございます。

防災士は、地域の防災力向上や、住民の安全確保に直結する専門的な知識と技能を有しており、特に若い世代が積極的にこの資格を取得し、防災活動に参画することは、将来的な防災体制強化につながるため、非常に重要な意義を持つものと考えております。

しかしながら、限られた予算の中で、全ての方々への支援を行うことには限界がありますことから、現在は連合自治会長からの推薦によるものといたしております。

今後におきましては、国や県の補助制度も視野に入れながら、地域防災力向上のための効果的な支援策について、調査研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。小野志保議員。

○6番（小野志保）（登壇） まずは、2点お願いいたします。

申請数と保護受給となった実世帯数で差がございました。その理由は何でしょうか。

2点目。令和6年5月31日付、厚生労働省の事務連絡、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等についての中に、生活保護世帯に対する熱中症予防の取組についてとございます。熱中症で生活保護の方が亡くなる事例が全国的にも報告をされております。大手メーカーでも、エアコンの寿命は10年とされております。保護世帯の方は高齢の方、障害の方、疾病をお持ちの方が多く、熱中症リスクの高い方々です。

リーフレットだけじゃ防げないんじゃないでしょうか。

市として命を守るこの熱中症対策の取組を、市長、お答えください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 小野志保議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の生活保護世帯の申請数と保護受給となった実世帯数の差がどうかというような御質問であったと思います。

保護申請のうち、保護に至らなかった場合の理由の主な原因は2つございまして、一つは預貯金などの活用できる資産があったこと、それからもう一つは、施設に入所されていたり、されたりする場合の方で、介護サービスを利用中の方が、居住費の軽減をその制度によって受けられることになったために、御自身の収入で生活が成り立つような場合が生まれますので、そういう方が保護の対象から外れた場合が多かったということでございます。

それから、次に、保護世帯に対する熱中症予防に対する取組という御質問かと思います。

熱中症対策の啓発につきましては、取りあえず、次回の保護費の通知に熱中症予防の啓発リーフレットを同封する予定といたしております。その中には、エアコンの上手な使い方とか、そうした内容も入れたものにいたしております。

また、今後ケースワーカーが訪問する際には、エアコンの整備状況を確認させていただいて、熱中症の予防の啓発と、それから、エアコンの未整備とか修繕が必要な場合は、適

切な家計管理などで対応できるような助言指導を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。小野志保議員。

○6番（小野志保）（登壇） 家計管理が難しい方もたくさんいらっしゃるんですよ。このやりくりというのが、本当に保護世帯の方は難しいんです。返せないのに、借りないです、大抵の方は。返せないから。なので、これでは命が守れない。

市長、御答弁をお願いいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 小野議員さんの再質問にお答えをいたします。

熱中症の対策についてでございますが、まずはケースワーカーの定期訪問時などを利用して、市内の実態の把握に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。小野志保議員。

○6番（小野志保）（登壇） では、その実態調査の後はどうされましょう。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 小野志保議員さんの再質問にお答えいたします。

ケースワーカーの実態調査を丁寧にさせていただいた上で、エアコンの購入が必要な場合は、やはり家計の適正な指導をさせていただくとともに、そういう資金で購入ができない場合は社会福祉協議会の資金を借りていただく。実際に、今も借りていただいている方々はいらっしゃいまして、例を挙げますと、現在ですと約10万円ぐらい、10万円まではかからないけど、10万円弱ぐらいの費用がどうしても購入費と設置費でかかっています。それを3年間で返していただくという形になりますと、ほんの少しの利息がつくんですが、月2,000円ぐらいという形になっておりますので、その辺りのところを上手に家計をやりくりしていただいて、対応していただいております。

補助制度につきましては、やはり生活保護制度というのは国が制度として決めているものでございますので、国の法制度の中で決めていただくのが正しいと考えております。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。小野志保議員。

○6番（小野志保）（登壇） 命と暮らしを守る市政を要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。